

調達要求番号：

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	電子計算機借上 語学教育装置（第5術科学校） （06換装）	CPS-K992008-3	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 元年 9月25日
		改正	令和 3年10月21日
			令和 6年 6月17日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊小牧基地第5術科学校（以下“5術校”という。）において語学教育のために使用する語学教育装置（以下“本装置”という。）の借上について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、JIS X 0001及びC&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1 総合教育管理ソフトウェア

教材の作成、編集及び登録を行うとともに、教材の管理、閲覧、講座の管理、成績の管理、語学教育装置の運用管理及び試験の各種機能を実現するための一連のソフトウェアをいう。

#### 1.2.2 航空自衛隊GEA

航空自衛隊とマイクロソフト社との間で合意された包括ライセンスの契約をいい、その細部は次による。

- a) マイクロソフトビジネス／サービスアグリーメント（契約番号U5632363）（26.1.21）
- b) エンタープライズ契約（契約番号79E61470）（26.1.21）
- c) エンタープライズサブスクリプション加入契約（契約番号65732722）（27.11.1）
- d) マイクロソフトエンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号6-FZBG3KROU）（27.11.1）
- e) エンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号FY17PSLS-002）（28.7.15）
- f) エンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号FY17PSLS-068）（29.6.14）

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### 1.3.1 引用文書

引用文書は、次による。

##### a) 規格

JIS X 0001 情報処理用語－基本用語

##### b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

##### c) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号31.1.9〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装普武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号令和5年7月3日）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

電子計算機の賃貸借契約（リース以外）に係る借上機器の確認実施要領（電（電）-C-00001）

##### d) その他

マイクロソフトビジネス／サービスアグリーメント（契約番号U5632363）（26.1.21）

エンタープライズ契約（契約番号79E61470）（26.1.21）

エンタープライズサブスクリプション加入契約（契約番号65732722）（27.11.1）

マイクロソフトエンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号6-FZBG3KROU）（27.11.1）

エンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号FY17PSLS-002）（28.7.15）

エンタープライズサブスクリプション加入契約変更契約（契約番号FY17PSLS-068）（29.6.14）

#### 1.3.2 関連文書

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

統合幕僚監部仕様書 JSO-17-6014

統合幕僚監部仕様書 JSO-17-6016

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）（装

管調第68号令和元年5月7日)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の適切な管理について（通知）（装装制第995号27.10.1）

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについて（通知）（装管調第380号令和2年1月14日）

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）（装管調第5121号令和2年3月31日）

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項の追補について（通知）（装管調第11630号令和2年8月26日）

## 2 運用に関する要求

### 2.1 設置場所

設置場所は、5術校とし、細部は図1のとおりとする。

### 2.2 構成

a) 本装置の構成は表1，設置の概要は図1，ソフトウェア構成は表2，ネットワーク構成は図2による。

b) 契約の相手方は、賃貸借開始前日までに、システム構成書（様式適宜）を提出する。

### 2.3 作動条件

a) 電圧 AC 100 V±10%（単相）

b) 周波数 50/60 Hz±5%

c) 一般事務室の環境で使用可能である。

### 2.4 製品に関する要求

製品に関する要求は次による。

#### 2.4.1 全般

本装置は、総合教育管理ソフトウェアにより、教材作成、教育及び管理の運用を行い、次の機能及び性能を満足させる。

a) 主な適用業務は、次による。

1) 教材を利用した発音，聴取及び会話演練

2) 総合教育管理ソフトウェアを使用した教材の作成

3) 学習履歴及び成績の管理

b) 教材の作成，編集，登録及び管理は，管理用サーバ装置及び教材用サーバ装置で行い，教場における学生の教育及び管理は，教官端末装置において行う。

c) 教官端末装置とオーディオ機器を接続し，教材の取得を行う。

d) 5教場同時に運用が可能である。

e) 停電時にシステムを正常終了できる機能を有する。

f) ウィルスの監視及び除去が可能である。

g) LAN構築のために必要なLANインターフェース（1000BASE-T）を有する。

h) ディスクの暗号化が可能である。

i) 本装置は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等（以下“ソースコード等”という。）埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

j) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の第6条及び第7条に適合するものとする。

- k) 本装置は、リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）における、機密性“低”，完全性“低”，可用性“低”の基準を満たすものとする。また、必要な措置等が実施されていることを確認できる資料を作成し、賃貸借開始前日までに、提出する。
- l) 本装置は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、本装置のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。

#### 2.4.2 管理用サーバ装置

管理用サーバ装置は次による。

- a) 表2に示すソフトウェアがインストール可能である。
- b) 停電時及び瞬断時において、無停電電源装置からの命令でサーバ装置のシャットダウンが可能である。
- c) システムバックアップが可能である。
- d) 教官端末装置、学生端末装置から入力されたデータを処理し処理内容に応じたデータを出力、保存が可能である。
- e) 本装置全体の運用管理が可能である。
- f) 学生端末装置の管理数を変更可能である。
- g) ウイルスの監視及び除去が可能である。
- h) 磁気ディスク装置は、冗長構成とする。
- i) ディスプレイを有する。
- j) USB接続のJIS日本語キーボード（テンキー付）及びUSB接続の光学式マウスを有する。
- k) イーサネットに接続可能である。
- l) 形態は、タワー型である。
- m) CPUは、Xeon E-2314 2.8GHz又は同等以上である。
- n) メモリは、16GB又は同等以上である。
- o) 磁気ディスク装置は、2TB（論理）以上×3（RAID5）である。
- p) 補助記憶装置は、DVD-ROM×1以上である。
- q) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×1ポート以上、RGB（15ピン ミニD-sub 3段）×1ポート以上、USB 2.0以上（Type-A）×2ポート以上、USB 3.0以上（Type-A）×1ポート以上である。
- r) ディスプレイは、カラー液晶21.5インチ以上、解像度1920×1080ドット以上、インターフェースHDMI×1ポート以上、又はDisplayPort×1ポート以上及びRGB（15ピン ミニD-sub 3段）×1ポート以上である。

#### 2.4.3 教材用サーバ装置

教材用サーバ装置は次による。

- a) 表2に示すソフトウェアがインストール可能である。
- b) 停電時及び瞬断時において、無停電電源装置からの命令でサーバ装置のシャットダウンが可能である。
- c) 各種教材がインストール可能である。
- d) 教官端末装置及び学生端末装置に教材を配信可能である。

- e) ウィルスの監視及び除去が可能である。
- f) USB接続のJIS日本語キーボード(テンキー付)及びUSB接続の光学式マウスを有する。
- g) イーサネットに接続可能である。
- h) 形態は、タワー型である。
- i) CPUは、Xeon E-2378G 2.8GHz又は同等以上である。
- j) メモリは、16GB又は同等以上である。
- k) 磁気ディスク装置は、2TB(論理)以上×2(RAID1)である。
- l) 補助記憶装置は、DVD-ROM×1以上である。
- m) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×1ポート以上、RGB(15ピンミニD-sub 3段)×1ポート以上、USB 2.0以上(Type-A)×2ポート以上、USB 3.0以上(Type-A)×1ポート以上である。
- n) ディスプレイは、カラー液晶21.5インチ以上、解像度1920×1080ドット以上、インターフェースHDMI×1ポート以上、又はDisplayPort×1ポート以上及びRGB(15ピンミニD-sub 3段)×1ポート以上である。

#### 2.4.4 無停電電源装置

無停電電源装置は次による。

- a) 接続する管理用サーバ装置及び教材用サーバ装置の電源切断コントロール機能を持つインターフェースを有する。
- b) 停電時又は瞬断時において、管理用サーバ装置及び教材用サーバ装置に10分間以上の電力を供給可能である。
- c) 出力容量は、750VA以上である。
- d) インターフェースはUSB 2.0以上×1ポート以上である。
- e) a)~d)の性能を賃貸借契約の間、維持することが可能である。

#### 2.4.5 サーバ用ネットワーク装置

サーバ用ネットワーク装置は次による。

- a) 転送データに含まれるMACアドレスを元にデータ転送が可能である。
- b) フロー制御が可能である。
- c) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×16ポート以上である。

#### 2.4.6 教場用ネットワーク装置

教場用ネットワーク装置は次による。

- a) 転送データに含まれるMACアドレスを元にデータ転送が可能である。
- b) フロー制御が可能である。
- c) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×26ポート以上である。

#### 2.4.7 教官端末装置

教官端末装置は次による。

- a) 表2に示すソフトウェアがインストール可能である。
- b) オーディオ機器(既設)と接続し制御可能である。
- c) 管理用サーバ装置に運用管理の情報が送信可能である。
- d) 教材用サーバ装置に、作成した教材を送信可能である。
- e) ウィルスの監視及び除去が可能である。
- f) データを外部記憶媒体に出力する場合に暗号化可能である。

- g) Bitlockerによるボリューム全体の保護を有効にすることが可能である。
- h) 外部ディスプレイを有する。
- i) USB接続のJIS日本語キーボード(テンキー付)及びUSB接続の光学式マウスを有する。
- j) USB接続のノイズフィルターを備えた音声回路装置が接続可能である。
- k) CPUは、Intel Core i5-10500 4.50GHz又は同等以上である。
- l) メモリは16GB又は同等以上である。
- m) 記憶装置は、SSD 256GB(論理)以上である。
- n) 補助記憶装置は、DVD-ROM×1以上である。
- o) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×1ポート以上、DisplayPort×1ポート以上、HDMI×1ポート以上、USB2.0以上(Type-A)×2ポート以上、USB3.0以上(Type-C)×1ポート以上である。
- p) ディスプレイは、カラー液晶21.5インチ以上、解像度1920×1080ドット以上、インターフェースHDMI×1ポート以上、又はDisplayPort×1ポート以上及びRGB(15ピンミニD-sub 3段)×1ポート以上である。
- q) 音声回路装置は、ノイズフィルター付きサウンドユニット×2以上、インターフェースUSB2.0以上×1ポート以上である。

#### 2.4.8 学生端末装置

学生端末装置は次による。

- a) ノート型である。
- b) 表2に示すソフトウェアがインストール可能である。
- c) ウィルスの監視及び除去が可能である。
- d) データの外部記憶媒体への出力を制限することが可能である。
- e) Bitlockerによるボリューム全体の保護を有効にすることが可能である。
- f) USB接続のJIS日本語キーボード(テンキー付)及びUSB接続の光学式マウスを有する。
- g) CPUは、Intel Core i5-10500 4.50GHz又は同等以上である。
- h) メモリは、16GB又は同等以上である。
- i) 記憶装置は、SSD 256GB(論理)以上である。
- j) 補助記憶装置は、DVD-ROM×1以上である。
- k) インターフェースは、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×1ポート以上、HDMI×1ポート以上、USB2.0以上(Type-A)×2ポート以上、USB3.0以上(Type-C)×1ポート以上である。
- l) ディスプレイは、カラー液晶14インチ以上、解像度1920×1080ドット以上である。
- m) 音声回路装置は、ノイズフィルター付きサウンドユニット×1以上、インターフェースUSB2.0以上×1ポート以上である。

#### 2.4.9 ヘッドセット

ヘッドセットは次による。

- a) 教官端末装置及び学生端末装置に接続可能である。
- b) マイクを通じ、学生の音声を録音可能である。
- c) 教官端末装置及び学生端末装置の間で会話が可能である。

- d) インターフェースは、入力ヘッドセットマイク3.5φステレオミニジャック×1以上、出力ヘッドセットフォーン3.5φステレオミニジャック×1以上である。

#### 2.4.10 総合教育管理ソフトウェア

総合教育管理ソフトウェアは、市販品とし、教官端末装置の使用により次の機能を有する。

- a) 教官端末装置において、安定して動作する。
- b) 教材の作成及び編集は、次による。
- 1) 音声（テキストファイルの音声ソフトによる読み上げを含む。）及び文章のデータにより教材を作成する。
  - 2) 1問1画面で20問以上連続の、4択式問題（聴取及び読解）を作成及び出題が可能である。
  - 3) レポート課題及びアンケート実施のための内容が作成可能である。
  - 4) 音声の録音及び編集が可能である。
  - 5) プレゼンテーションソフトウェアで作成した画像，スキャナで取り込んだ画像を使用可能である。
- c) 教材の登録及び管理は、次による。
- 1) 音声，画像及び映像データを教材用サーバ装置に転送し，登録可能である。
  - 2) 英語の練習問題のソフトウェアを有し，設定及び変更が可能である。
- d) 学生の登録及び出欠は，次による。
- 1) 各教官の担当する講義ごとに学生名を登録可能である。
  - 2) 学生の出欠状態を色分け等により容易に識別可能である。
  - 3) 学生の出欠履歴をCSVファイル形式で出力可能である。
- e) 教材の配信及び回収は，次による。
- 1) リアルタイムで教官の音声又は教官端末装置の画面を，学生端末装置に対し，任意の端末及び全端末へ配信が可能である。
  - 2) 学生端末装置に配信された教官端末装置の画面は，ウィンドウサイズを拡大及び縮小表示が可能である。
  - 3) 任意のファイル及びフォルダを，学生端末装置に対し，任意の端末及び全端末へ配信及び回収が可能である。
- f) 教官の監督及び指導は，次による。
- 1) 任意の学生端末装置の音声及び画面をモニター可能である。
  - 2) 画面の分割表示を行う場合，受信する画面サイズを指定して，24画面以上を同時に表示可能である。
  - 3) ヘッドセットを用い，教官と任意の学生間で質疑応答の会話が可能である。その場合，学生端末装置の遠隔操作が可能である。
  - 4) 教官のコメントを文字で，学生端末装置に対し，任意の端末及び全端末へ配信が可能である。
  - 5) 任意の学生端末装置に対し，入力禁止，画面のブラックアウト，電源オンオフ，再起動及びログオフが制御可能である。
- g) 学習全般について，学生端末装置の使用により次の機能を有する。
- 1) 教材を使用した学習が可能である。
  - 2) 指定された範囲での任意の教材の選択が可能である。
  - 3) 発話矯正のため，教材の音声と学生が発話した音声の違いを認識し，それを波形として示すことが可能である。

- h) 個別学習については、次による。
- 1) 教材を使用した文法及び単語学習が可能である。
  - 2) 教材を使用したリスニングの学習が可能である。
- i) グループ学習は、次による。
- 1) 学生端末装置に対し、グループを設定及び変更が可能である。
  - 2) 教官端末装置は、任意のグループに対し、参加可能である。
  - 3) グループ内の録音及びチャットが可能である。
- j) 試験は、次による。
- 1) 20問以上、4択式問題の出題ができ、試験中における正解の表示及び非表示を選択可能である。
  - 2) 学生端末装置から入力された解答に対し、採点及び集計を行い、試験成績がCSVファイル形式で出力可能である。
  - 3) 学生端末装置に対し、試験成績を通知可能である。
  - 4) 試験成績の確認及び分析評価は表とグラフを用いて実施可能である。
- k) レポート課題及びアンケートは、次による。
- 1) 学生端末装置に対し、レポート課題を提示及び回収し、レポートに対する評価を任意及び一斉に通知可能である。
  - 2) 学生端末装置に対し、アンケートを提示及び回収し、自動的にアンケートの集計が可能である。
  - 3) 学生端末装置に対し、任意及び一斉にメッセージの送受信が可能である。

## 2.5 ソフトウェアの構成

ソフトウェアの構成は次による。

- a) 適用するソフトウェアは、表2による。
- b) 契約の相手方は、ソフトウェアの適用に際しては、表3に示す官保有ライセンスを有効に活用し、官側において最も効率的な形態とするとともに、表1に示した品目の使用要件に最も適した数量とする。
- c) 契約の相手方は、賃貸借開始前日までに、本契約で借用するソフトウェアについて、ソフトウェアごとのライセンス内容、ライセンス数が確認できるソフトウェアライセンスの証書(様式適宜)及び本装置のソフトウェアの品名とバージョン番号を記載したソフトウェア一覧表(様式適宜)を提出する。

## 2.6 本装置の実施体制

契約の相手方は、本装置の契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下“業務従事者”という。)を確保する。
- b) a)の業務従事者が、本装置の維持管理に十分な経験及び知識を有する。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

## 3 確認

確認は次による。

- a) 確認は、電子計算機の賃貸借契約(リース以外)に係る借上機器の確認実施要領を基準

とし、改正等があった場合は、最新版を適用する。

- b) 本装置は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

#### 4 保守に関する要求

##### 4.1 全般

契約の相手方は、本装置が目的の機能を完全に発揮し得る状態を維持するために適切な保守を行うほか、次による。

- a) 本装置の障害発生時には、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に復旧対応できる保守体制が確立されている。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表を作成し、賃貸借開始前日までに、提出する。
- b) 保守の窓口を、一元化し、ワンストップサービスで行う。
- c) 保守の提供時間は、平日の授業時間内（8時15分から17時を基準）とする。ただし、授業時間外に発生した障害が教育及び教材の作成に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合の官側の障害復旧要請には、5術校第2教育部長（以下“教育部長”という。）と調整のうえ対応を行う。
- d) 官側の障害復旧要請は、電話、FAX又は電子メール（以下“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施し、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たる。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- e) 本装置に障害が発生した場合、障害切り分け及び障害箇所の特定制を行うとともに、ログ収集・分析等の原因調査を行い、障害を速やかに復旧させる。なお、障害対応後、動作確認の支援を行う。
- f) 契約の相手方は、障害に伴い破損又は滅失したデータの復旧が可能な場合は、データの復旧及び動作確認の支援を行う。
- g) 契約の相手方は、保守作業を行った場合は、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書を作成し、保守作業完了後、速やかに提出する。
- h) 契約の相手方は、表1に示す装置を基準とし、製品ごとの所定の基準（1回／毎年度）に従い定期点検を行い、各機器の状態の良否、処置事項等を記載した定期点検報告書を作成し、定期点検完了後、速やかに提出する。
- i) 契約の相手方は、本装置についての技術的事項及び各種操作に関する問合せを平日の授業時間内（8時15分から17時を基準）の間、受け付けるとともに、速やかに回答する。
- j) 契約の相手方は、ハードウェアのファームウェア及びソフトウェアのパッチ及びバージョンアップ・プログラムのリリース情報（サポート情報を含む。）を収集し、提供する。また、適用については官側が容易に適用できる設定を行うとともに、適用に関する必要な支援を行う。
- k) 各種保守実施時、本装置の運用中断を局限し、運用の継続性を確保する。

##### 4.2 ハードウェア保守

ハードウェアの保守は、次による。

- a) 契約の相手方は、障害の連絡を受けた場合、速やかに原因分析及び障害対処案の検討を行う。
- b) 契約の相手方は、装置及び器材の修理及び部品交換を、現地で作業し、それにより難しい場合は、その旨を設置部隊と調整する。

- c) 契約の相手方は、記憶装置障害時、速やかに記憶装置を交換し、システムを良好な状態へ復旧させる。また、官側の情報が含まれる記憶装置及び機器等を交換した場合は、交換作業実施後に当該記憶装置等を官側の立会いの下、ソフトウェアによるデータ消去又は、当該記憶装置等から官側の情報が完全に消去されたことを証明する資料を、交換作業実施後、速やかに提出する。
- d) 契約の相手方は、ハードウェアが障害から復旧した後、ソフトウェアの再インストール及び動作確認の支援を行う。

#### 4.3 ソフトウェア保守

契約の相手方は、ソフトウェアに関する基本仕様、操作方法、設定方法及び運用中に発生する問題に、電話連絡等の手段を用いて対応する。それらの手段で問題解決が困難な場合は、設置部隊と調整の上、現地において問題解決を行う。

### 5 その他の指示

#### 5.1 情報保全

情報保全は次による。

- a) 契約の相手方が、第三者を従事させる場合は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に定める特約条項により、所要の届出を実施する。
- b) 契約の相手方がこの契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いについての指定事項は、**情報セキュリティ指定書**による。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（以下“**情報セキュリティ通達**”という。）**第2項第1号**に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“**保護すべき情報等**”という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**”及び別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準**”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この場合、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知する。
  - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達第5項第4号**の規定に基づく解除をしようとする場合に、**同号**に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
  - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
  - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### 5.2 設置及び調整等

設置及び調整等は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、本装置の据付けに係る調査及び作業を含む設置計画書（様式適宜）を作成し、提出する。
- b) 契約の相手方は、**表1**の各機器を**図1**の各設置場所まで搬入し、据付けをするための作業を行う。
- c) 契約の相手方は、**表1**の各機器間のLANケーブル、通信ケーブル等の敷設及び接続に

係る作業を行う。

- d) 契約の相手方は、**図1**の設置場所の分電盤及びコンセントから**表1**の各機器への電源ケーブル（雷サージ付きOAタップ）等の敷設を行う。
- e) 契約の相手方は、**表2**のソフトウェアをインストールし、本装置が動作するのに必要な環境データの設定、動作確認及び調整作業を行う。
- f) 契約の相手方は、機器の搬入及び搬出に当たっては、適切な養生を行い、搬入する機器並びに施設及び他の機器に損害を与えない。
- g) 契約の相手方は、搬入及び搬出に際し、施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合、直ちに官側に報告するとともに、官側の指示に従い、契約の相手方の責任及び費用負担により修復を行う。
- h) 設置作業により生じたこん包材等の廃材については、契約の相手方が撤去及び処分する。
- i) 契約の相手方は、各作業を行うために使用した調整用アカウント等の不必要なデータの削除を行う。
- j) 設置調整に使用する資材等については、契約の相手方が準備する。

### 5.3 教育

契約の相手方は、本装置の操作に必要な操作説明書を賃貸借開始前日までに提出するとともに、**表4**を基準として、賃貸借開始前日までに教育を実施する。

### 5.4 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 提出書類は、**表5**によるほか、電子媒体については、CD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を講ずる。
- b) 情報資産管理標準シート
  - 1) 契約金額内訳 契約の相手方は、**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**（以下“**標準ガイドライン**”という。）別紙2“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを、契約締結後速やかに作成し提出する。
  - 2) その他 契約の相手方は、**標準ガイドライン**別紙3“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容”の各項に従って作成した情報資産管理標準シートを、契約締結後、速やかに提出する。

### 5.5 貸付文書

契約の相手方は、**C&LPS-Y00007**の**4.2.2b)**に基づき、契約の履行に必要な文書については、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長（以下“**教育室長**”という。）と調整の上、無償で貸付けを受け又は閲覧することが可能である。また、貸付けを受ける文書は、貸付時の最新版とし、貸付後に文書が更新された場合は、更新版の貸付けを受けることが可能である。

### 5.6 官側における支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、設置調整において官側の支援を必要とする場合には、無償で次の支援を受けることが可能である。

- a) 官側保有の関連器材の使用
- b) 搬入器材の保管
- c) 事務室、水、電気及び隊内電話の使用
- d) その他、官側が必要と認める事項

### 5.7 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に定める約定に基づき、所要の対応を実施する。
- b) 借上器材に含まれる官側の情報については、別途契約する撤去役務において、ソフトウェアにより消去する。

#### 5.8 仕様書の疑義

この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。

品名	電子計算機借上 語学教育装置 (第5術科学校) (06換装)
----	--------------------------------

表1-構成

番号	装置名称	数量	単位
1	管理用サーバ装置 (ディスプレイ1台含む。)	1	EA
2	教材用サーバ装置 (ディスプレイ1台含む。)	1	EA
3	無停電電源装置	2	EA
4	サーバ用ネットワーク装置	1	EA
5	教場用ネットワーク装置	5	EA
6	教官端末装置 (音声回路装置及びディスプレイ2台を含む。)	6	EA
7	学生端末装置 (音声回路装置を含む。)	80	EA
8	ヘッドセット	86	EA

品名	電子計算機借上 語学教育装置 (第5術科学校) (06換装)
----	--------------------------------

表2-ソフトウェア一覧表

装置名称	ソフトウェア	
		製品名
管理用サーバ装置	オペレーティングシステム	WinSvrSTDCore ALNG LicSAPk MVL 16Lic CoreLic (表3活用)
	電源管理ソフトウェア	PowerChute Business Edition Deluxe for Windows, FREQ SHIP又は同等以上 (他社製品を含む。)
	バックアップソフトウェア	Arcserve UDP Premium Edition - Socket - License Only, Acronis Backup又は同等以上 (他社製品を含む。)
		Arcserve UDP Premium Edition - Socket, Acronis Backup又は同等以上 (他社製品を含む。)
		License Program Arcserve Media Kit Japanese, Acronis Backup又は同等以上 (他社製品を含む。)
	運用管理ソフトウェア	Systemwalker Desktop Keeper サーバライセンス, InfoTrace Mark II 又は同等以上 (他社製品を含む。)(学生端末装置からのアクセス分を含む。)
	接続ライセンス	Windows Server CAL (学生端末装置からのアクセス分を含む。)(表3活用)
ウィルス対策ソフト	McAfee Endpoint Threat Protection (表3活用)	
教材用サーバ装置	語学練習ソフトウェア	CaLabo MX又は同等以上 (他社製品を含む。)(学生端末装置からのアクセス分を含む。)
	総合教育管理ソフトウェア	CaLabo EX Studentソフト Express Edition又は同等以上 (他社製品を含む。)(学生端末装置からのアクセス分を含む。)
	ウィルス対策ソフト	Dr. Web Server Security Suite又は同等以上 (他社製品を含む。)
教官端末装置	オペレーティングシステム	Windows 11 Enterprise E3 (日本語) (表3活用)
	教育管理資料作成ソフトウェア	Office Professional Plus (表3活用)
		Corel VideoStudio Pro又は同等以上 (他社製品を含む。)
	運用管理ソフトウェア	Systemwalker Desktop Keeper クライントラخيص, InfoTrace Mark II 又は同等以上 (他社製品を含む。)
	ウィルス対策ソフト	McAfee Endpoint Threat Protection (表3活用)
	語学練習ソフトウェア	CaLabo MX又は同等以上 (他社製品を含む。)
	総合教育管理ソフトウェア	CaLabo EX Studentソフト Express Edition又は同等以上 (他社製品を含む。)
接続ライセンス	Windows Server CAL (表3活用)	
学生端末装置	オペレーティングシステム	Windows 11 Enterprise E3 (日本語) (表3活用)
	資料作成ソフトウェア	Office Professional Plus (表3活用)
	運用管理ソフトウェア	Systemwalker Desktop Keeper クライントラخيص, InfoTrace Mark II 又は同等以上 (他社製品を含む。)
	ウィルス対策ソフト	McAfee Endpoint Threat Protection (表3活用)
	語学練習ソフトウェア	CaLabo MX又は同等以上 (他社製品を含む。)
	総合教育管理ソフトウェア	CaLabo EX Studentソフト Express Edition又は同等以上 (他社製品を含む。)
	接続ライセンス	Windows Server CAL (表3活用)

品名	電子計算機借上 語学教育装置（第5術科学校）（06換装）
----	------------------------------

表3－官保有ソフトウェアライセンス一覧

番号		構成品		数量
			製品名	
			含まれるライセンス	
1	航空自衛隊GEAにより、マイクロソフト社から使用許諾されるソフトウェア（CALを含む。）（GEA契約により、製品バージョンは販売中の任意のバージョンとなる。）		CIS Suite Standard Core ALng Sub 16L	1
2	防衛省統合GEAにより、マイクロソフト社から使用許諾されるソフトウェア（CALを含む。）（GEA契約により、製品バージョンは販売中の任意のバージョンとなる。）	共有端末1型	Office Professional Plus Core CAL Suite Windows Upgrade	85
3	McAfee Endpoint Threat Protection			86

表4－教育

教育内容	教育時間	教育場所	被教育者数
1 起動・停止に関わる操作説明	7時間45分	5術校	20名
2 基本取扱要領			
3 障害対処要領			

表5－提出書類

番号	名称	秘等区分	種類、数量及び単位	提出期限	提出先	様式	
1	設置計画書	一	電子媒体×各1部	契約締結後，速やかに	教育室長及び教育部長	適宜	
2	システム構成書			賃貸借開始前日までに			
3	ソフトウェア一覧表						
4	ソフトウェアライセンスの証書		電子媒体×1部				教育室長，航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長（以下“事計2課長”という。）及び教育部長
5	リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）における，機密性“低”，完全性“低”，可用性“低”の基準を満たし，かつ必要な措置等が実施されていることを確認できる資料						教育室長
6	保守連絡先一覧表						教育部長
7	操作説明書						
8	保守作業報告書		紙媒体×1部 電子媒体×1部	保守作業完了後，速やかに			
9	定期点検報告書						
10	官側の情報が完全に消去されたことを証明する資料 <sup>a)</sup>		電子媒体×1部	定期点検完了後，速やかに	交換作業実施後，速やかに		
11	情報資産管理標準シート						

注<sup>a)</sup> 官側の立会いの下でソフトウェアによるデータ消去を行う場合は，提出を省略することが可能である。

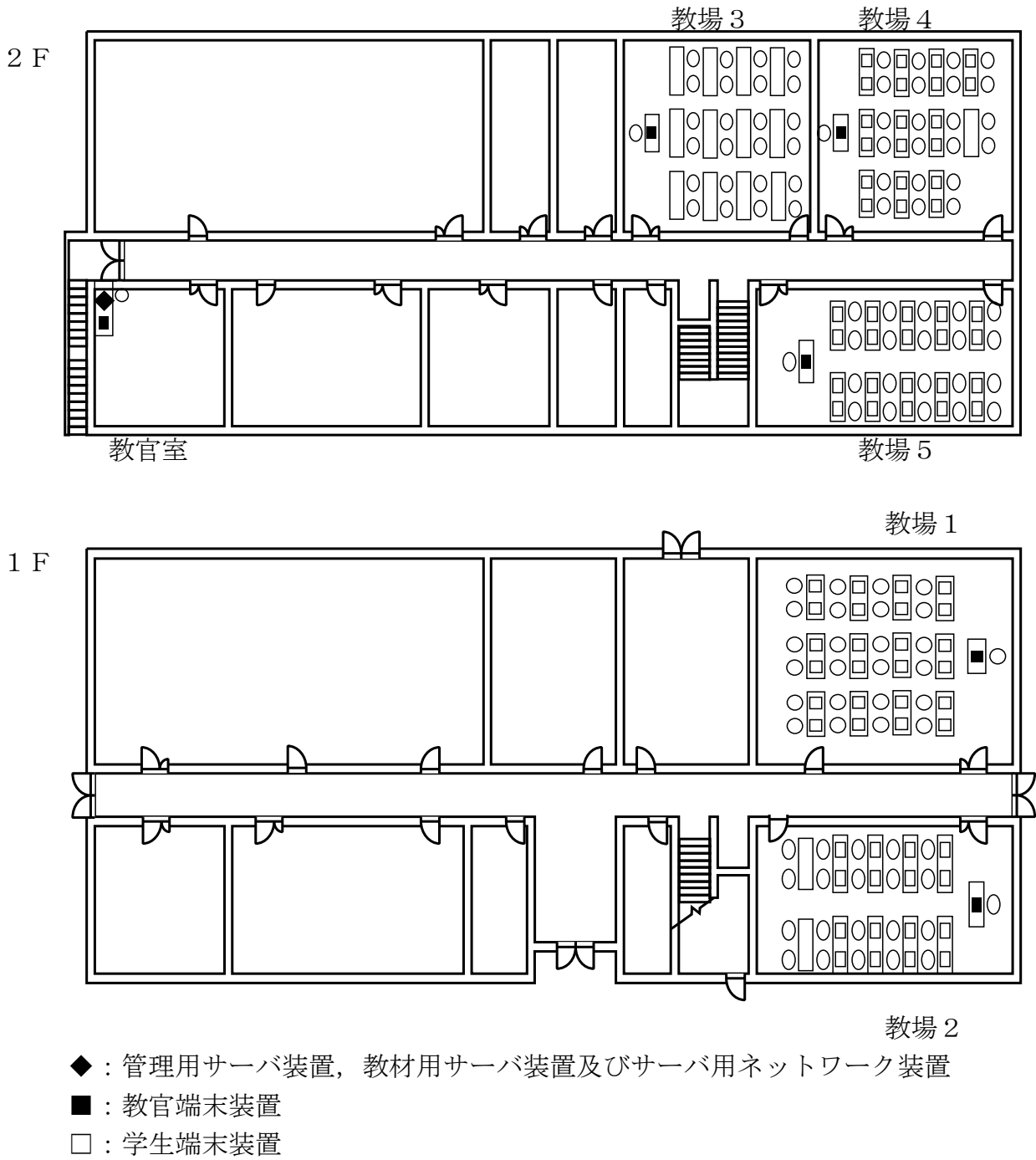


図1 一本装置の設置場所

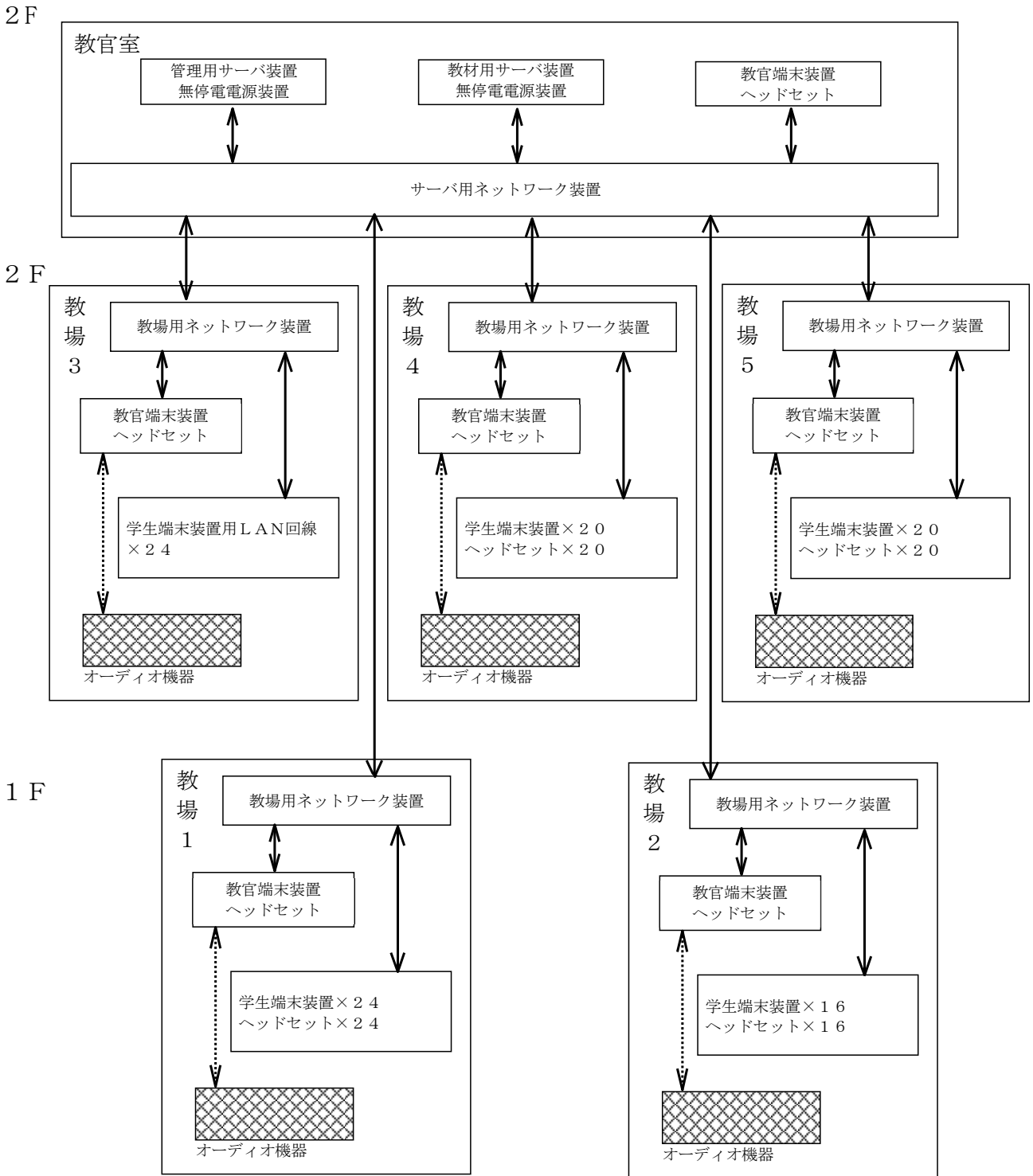


図2-構成図